

兵庫県公報

令和3年8月27日 金曜日 第237号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（産業保安課）	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	2
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（河川整備課）	6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	7
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	8
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	8
○ 道路の位置指定の取消し（同）	9
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	9
病院局公告	
○ 入札公告の取消し（県立姫路循環器病センター）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 落札者等の公示（同）	10
人事委員会公告	
○ 障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施	10
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立飾磨工業高等学校）	12
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	14
正 誤	
○ 令和3年5月24日付け兵庫県公報号外中	17
○ 令和3年7月20日付け兵庫県公報号外中	17

告 示

兵庫県告示第932号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名
井本産業株式会社
南あわじ市中条中筋1578番地の2
代表取締役 井本好則
- 2 認定年月日及び認定番号
令和3年8月11日
第46号



兵庫県告示第933号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があつた義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があつたものと認めた。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
淡路島岩屋区域	総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船並びに総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業	令和3年7月29日
阿那賀区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であつて、主として船びき網を使用して営む漁業以外の漁業及び網漁具を定置して営む漁業	同 上



兵庫県告示第934号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があつた義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があつたものと認めた。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

加 入 区		同意成立年月日
のり等養殖業	坊勢第1加入区	令和3年7月29日
のり等養殖業	坊勢第2加入区	同 上
のり等養殖業	坊勢第3加入区	同 上
のり等養殖業	播磨町、東播磨加入区	同 上
のり等養殖業	洲本炬口、津名加入区	同 上
のり等養殖業	鳥飼、湊加入区	同 上

~~~~~  
**兵庫県告示第935号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年7月26日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
高砂市高砂町南材木町地内

~~~~~  
兵庫県告示第936号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（1級基準点測量、2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年7月1日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
姫路市夢前町山之内地区ほか

~~~~~  
**兵庫県告示第937号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年6月21日から同年7月31日まで
- 3 作業地域  
上郡町高山地内

~~~~~  
兵庫県告示第938号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年6月25日から同年7月30日まで
- 3 作業地域
養父市船谷地内

~~~~~

**兵庫県告示第939号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和3年7月20日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
朝来市山東町与布土地内

~~~~~

兵庫県告示第940号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和3年7月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
洲本市千草地内ほか

~~~~~

**兵庫県告示第941号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（1級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年7月19日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
尼崎市西昆陽地内

~~~~~

兵庫県告示第942号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点の復旧測量（改測）及び街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和3年7月5日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
西宮市甲陽園山王町及び門戸西町地内

~~~~~  
**兵庫県告示第943号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和3年7月26日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲子園春風町地内

~~~~~  
兵庫県告示第944号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
令和3年6月16日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
加西市の一部

~~~~~  
**兵庫県告示第945号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年7月7日から同年11月10日まで
- 3 作業地域  
神戸市北区有野台一丁目地内

~~~~~  
兵庫県告示第946号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年7月7日から令和4年1月28日まで
- 3 作業地域
神戸市北区有野台五丁目地内

兵庫県告示第947号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年8月27日

河川管理者

阪神北県民局長 和泉秀樹

1 行うべき措置の内容

一級河川淀川水系箕面川の河川区域内にある別表に掲げる工作物の除却

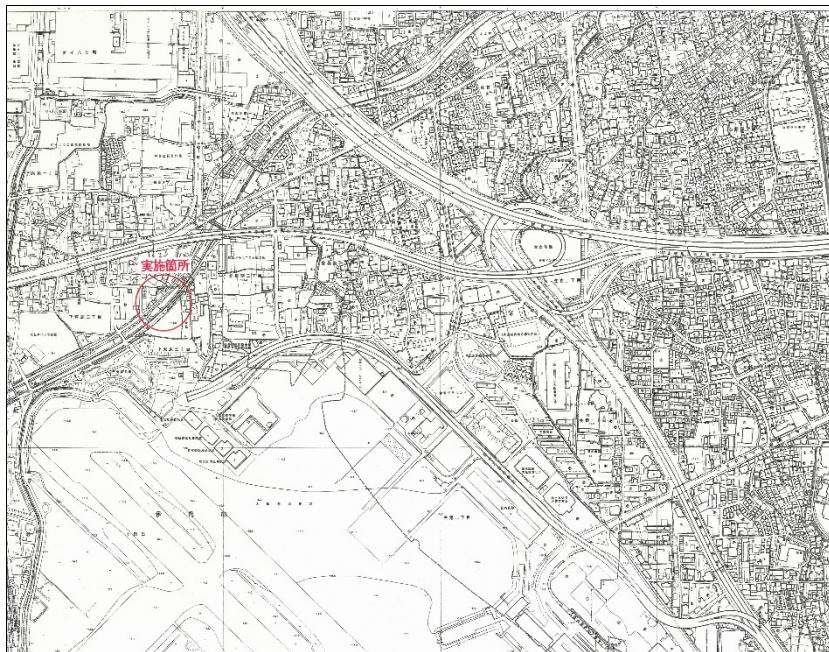
2 河川管理者の監督処分

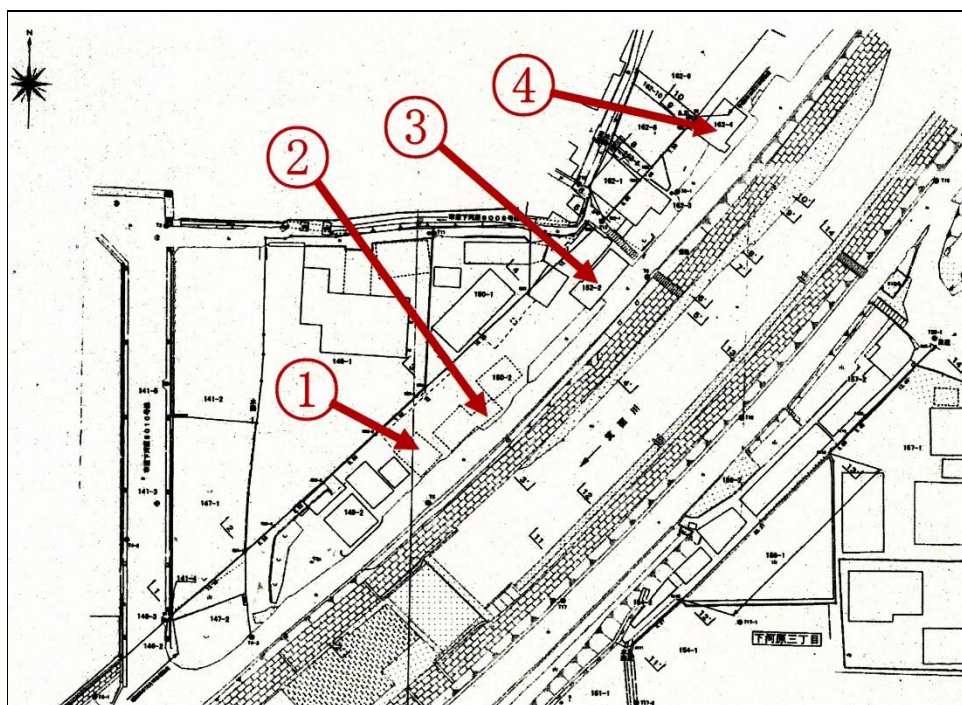
1に掲げる措置を命ずべき者が、令和3年9月26日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表

整理番号	所在場所	工作物の名称（部材、寸法、外色）
1	伊丹市下河原2丁目149番2	倉庫（波板（金属製）、約37平方メートル、茶）一式
2	伊丹市下河原2丁目150番2	倉庫（波板（金属製）、約135平方メートル、茶）一式
3	伊丹市下河原2丁目152番2	倉庫（波板（金属製）、約24平方メートル、白）一式
4	伊丹市下河原2丁目162番4	倉庫（波板（金属製）、約24平方メートル、白）一式

備考 工作物の詳細な所在場所は、別図のとおり（別図）





兵庫県告示第948号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
寺谷	朝来市		和田山町寺谷	上地	48番の一部
				菖蒲谷	60番の一部、60番地先の道路敷の一部
				中地	67番の一部、68番2、69番、70番、77番、78番、92番1、92番2、94番、67番地先の道路敷、68番2地先の道路敷、77番から92番2に至る地先の道路敷
				柿ヶ谷	73番の一部、95番、96番3の一部

兵庫県告示第949号

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、令和3年9月1日から施行する。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1中「阪神特別支援学校」を「阪神特別支援学校
むこがわ特別支援学校」に改める。

~~~~~

**兵庫県告示第950号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和3年8月27日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 重要調整池の所在地  
加西市北条町東高室字京尾552番2外
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称       | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-----------|-----------------|---------|
| 有限会社 大西殖産 | 姫路市網干区浜田213番地の2 | 大 西 賢 一 |

~~~~~

兵庫県告示第951号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月27日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
西脇市平野町字新池331
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
平野町地区	西脇市平野町482番31

- 3 指定する理由
西脇市平野町地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

**兵庫県告示第952号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年8月27日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
西脇市蒲江字宮ノ谷568
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称  | 住 所        |
|------|------------|
| 蒲江地区 | 西脇市蒲江321番7 |

- 3 指定する理由  
西脇市蒲江地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第953号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R02丹波位置 0003号	3.8.6	丹波市柏原町南多田字堀塚745番4	5.12	24.002
第R03丹波位置 0002号	3.8.12	丹波篠山市杉字八反田ノ坪214番1の一部、215番7	6.15	28.17



兵庫県告示第954号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

取消番号	取消年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03丹波位置 廃0001号	3.8.12	丹波篠山市杉字八反田ノ坪215番7	6.00	28.17

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年8月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市大村一丁目10番1、10番2、10番16、10番17
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市須磨区弥栄台二丁目1番地の3
株式会社G-7・オート・サービス 代表取締役 野口真一
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年1月29日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-29号（2三木）

病 院 局 公 告

入札公告の取消し

令和3年7月9日付兵庫県公報第223号（47ページ）掲載の「手術台一式 11基」についての入札公告を取り消した。

令和3年8月27日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立姫路循環器病センター院長 木下芳一

入札公告の取消し

令和3年7月9日付兵庫県公報第223号（50ページ）掲載の「手術支援ロボット 1基」についての入札公告を取り消した。

令和3年8月27日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 木 下 芳 一

入札公告の取消し

令和3年7月9日付兵庫県公報第223号（52ページ）掲載の「手術場及び重症系生体情報モニター式」についての入札公告を取り消した。

令和3年8月27日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 木 下 芳 一

入札公告の取消し

令和3年7月9日付兵庫県公報第223号（55ページ）掲載の「手術場映像配信システム一式」についての入札公告を取り消した。

令和3年8月27日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 木 下 芳 一

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年8月27日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立姫路循環器病センター院長 木 下 芳 一

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立はりま姫路総合医療センター（仮称） 医療情報端末一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立姫路循環器病センター総務部経理課
姫路市西庄甲520
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月28日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社インターネットイニシアティブ
東京都千代田区富士見二丁目10番2号
- 5 落札金額
253,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年6月18日

人 事 委 員 会 公 告

障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施

障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

令和3年8月27日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び勤務先

職種	採用予定人員	勤務先
(1) 一般事務職 (2) 警察事務職 (3) 教育事務職 (4) 小中学校事務職 (高卒程度)	9名程度	(1) 本庁各課、地方機関等 (2) 警察本部、警察署等 (3) 教育委員会事務局、県立高等学校等 (4) 県内（神戸市を除く。）の市町組合立小中学校等

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
 - イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害があると判定された者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 日本国籍を有する者（県内の市町組合立小中学校等勤務のみを希望する者を除く。）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれにも該当しない者

3 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	令和3年10月31日（日）	神戸会場：兵庫県立のじぎく会館 姫路会場：兵庫県立姫路労働会館
面接試験	令和3年12月2日（木）、同月3日（金） のうち指定する1日	神戸市内

4 試験の方法

- (1) 筆記試験
 - ア 教養試験
高等学校卒業程度の一般教養について択一式により行う（点字による受験も認める。）。
 - イ 論文試験
一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について行う（点字による受験や一定の基準に該当する者のパソコン等の使用も認める。）。
- (2) 面接試験
筆記試験合格者に対して、口述試験の方法により行う。

5 合格者の発表

- (1) 筆記試験
令和3年11月19日（金）午後3時
兵庫県ホームページに掲載する。
- (2) 面接試験
令和3年12月24日（金）午後3時
兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県ホームページに掲載するとともに最終合格者に通知する。

6 申込手続及び受付期間

- (1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「障害者請求」と朱書きし、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000073.html

(2) 申込方法

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、令和3年10月14日（木）頃に発行する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000068.html

イ 郵送による場合

所定の申込書に必要な事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること（配達記録及び簡易書留等を推奨）。受験票は、申込受付後、令和3年10月14日（木）頃に発送する。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合

令和3年9月3日（金）午前9時から同年10月1日（金）午後5時まで（受信有効）

イ 郵送による場合

令和3年9月3日（金）から同年10月1日（金）まで（消印有効）

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-341-7711（内線5920、5921）

078-362-9349（直通）

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年8月27日

契約担当者

兵庫県立飾磨工業高等学校長 荒 神 重 典

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

3Dプリンタ外一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

兵庫県立飾磨工業高等学校

姫路市飾磨区細江319番地

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒672-8064 姫路市飾磨区細江319番地
兵庫県立飾磨工業高等学校 事務室
電話 (079) 235-1951 F A X (079) 235-1952
- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和3年8月27日（金）から同年9月9日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
午前9時から午後4時まで
- (3) 申込書の提出期限
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
令和3年8月27日（金）から同年9月9日（木）まで（県の休日を除く。）
午前9時から午後4時まで
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和3年10月6日（水）午前10時 兵庫県立飾磨工業高等学校 大講義室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年10月5日（火）午後5時までに、上記3(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年10月4日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和3年10月20日（水））までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書に示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Koujin Shigenori, Principal of Shikama Technical Senior High School

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

3D printer and other sets

(3) Delivery period:

March 31, 2022

(4) Delivery location:

Shikama Technical Senior High School

319, Hosoe, Shikama-ku, Himeji, Hyogo 672-8064

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 9, 2021

(6) Deadline for tender:

10:00 October 6, 2021 by direct delivery;

17:00 October 5, 2021 by mail

(7) Contact information:

Shikama Technical Senior High School

319, Hosoe, Shikama-ku, Himeji, Hyogo 672-8064

TEL (079) 235-1951 FAX (079) 235-1952

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第245号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月27日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和3年9月29日（水）から同年10月6日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

令和3年10月4日（月）から同月6日（水）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和3年10月6日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和3年9月1日（水）から同月3日（金）までの間（午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和3年9月9日（木）から同月15日（水）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(4) 指導教育責任者資格者証等の写し

(7) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424
 (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
 電話 (078) 252-0166

正 誤

○令和3年5月24日付け（兵庫県公報号外）

令和3年兵庫県選挙管理委員会告示第44号（兵庫県議会議員宝塚市選挙区補欠選挙の当選人の住所及び氏名）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から4	兵庫県宝塚市	兵庫県宝塚市口谷東1丁目5番1-203号
	下から2	兵庫県宝塚市	兵庫県宝塚市中山五月台4丁目7番12号



○令和3年7月20日付け（兵庫県公報号外）

令和3年兵庫県選挙管理委員会告示第76号（兵庫県知事選挙の当選人の住所及び氏名）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から2	神戸市須磨区	神戸市須磨区高倉台6丁目20番3号